

事務所だより

第42号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

助成金を活用しよう！

第7回

労働者の新規雇入れに

関する給付金その二

先月に引き続き、労働者を新たに雇い入れたときに事業主へ支給される給付金について紹介します。

試用雇用から
本採用で

トライアル雇用による雇入れた従業員を本採用した事業主は、「試用雇用奨励金」が支給されます。このトライアル雇用は、次のような特徴があり、雇用手段の一つとして活用されています。

- ①、トライアル雇用を希望する事業主は、ハローワークから紹介された求職者と原則三か月の雇用契約を締結します。
- ②、①の契約期間内に、事業主は従業員の業務遂行の適性や能力などを見極めます。
- ③、求職者は、トライアル雇用期間中に実務能力の向上を図るための取組みを事業主から受けます。
- ④、トライアル雇用期間終了時点で、事業主が本採用するかどうかを決定します。

トライアル雇用の

利点・難点

このトライアル雇用には、労使双方の立場では全く正反對の利点・難点となります。

・事業主側：公に認められた「お試し」期間なので、理由があれば本採用しなくてもよい。国から対象労働者一人あたり月額四万円（最大十二万円）の奨励金が支給される。

「トライアル雇用実施計画書」を、トライアル雇用後二週間以内に、本人と十分に話し合いかつ同意を得た上でハローワークに提出しなければならない。

・求職者側：「お試し」であっても就労の機会を得られる。各業種の就労経験をすることで、自分に合う職業を探せる。

「お試し」期間であり、トライアル雇用期間終了と同時に本採用されないことがある。（常用雇用を義務付けていない）

トライアル雇用を

悪用しない

奨励金だけを受け取って本採用はしない、ということが実際に起こっています。あくまでも本採用して雇用を継続することが最大の目的です。

また、当初提示した就労条件と実際の就労が離れているため、本採用を求職者側から断るよう仕向けるケースもあります。

このようなことが無いように、「試用雇用奨励金」の意義を再確認して活用して下さい。

Ⅱ 支給対象者 Ⅱ

四十五歳以上の中高年齢者

原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日の前日から起算して一年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が六か月以上あった者

四十五歳未満の若年者等

母子家庭の母等

季節労働者

厚生労働大臣が指定する地域・業種に従事する者であって、各年度の一〇月一日以降に特例受給資格者として離職した六十五歳未満の者

中国残留邦人等永住帰国者

障がい者

日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレス

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

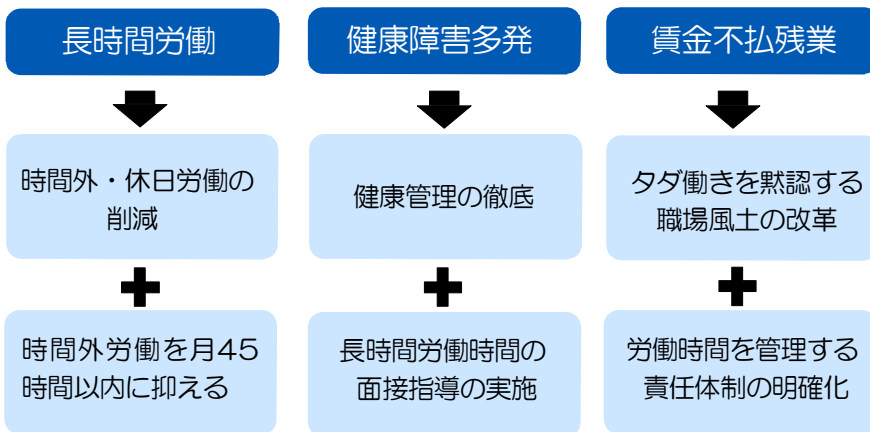
Q 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間と聞きました。どのような期間のことでしょうか。

「労働時間適正化キャンペーン」

A 厚生労働省では、長時間労働やこれに伴う問題の解消を図るために、毎年11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間と定め、長時間労働の抑制等に向けて取り組んでいます。

平成16年当初は「賃金不払残業解消キャンペーン」としてスタートし、平成19年に「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン」となりました。いずれも長時間労働と賃金不払残業に対する監督指導等を実施し、事業主側と労働者側に解消するよう促してきました。

さらに、平成20年より現在のキャンペーンに発展しました。この期間に確認したい課題と解消のための取組みは、次のとおりです。



女性労働者の就業禁止業務範囲が拡大しました！

今年十月一日から、妊娠や出産・授乳機能に影響のある二十五の化学物質（※一）を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を次の業務に就かせることは禁止しています。

なお、重量物取り扱い業務については、現行どおり年齢の区分に応じての制限重量（※二）に変更はありません。ア、労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行った結果、「第3管理区分（※二）」となる

た屋内作業場での全業務イ、タンク、船倉内など局所排気装置等のない作業場所で、規制対象の化学物質を取り扱うときに呼吸用保護具使用が義務づけられている業務（※一）女性労働基準規則の対象物質・特定化学物質障害予防規則の適用を受けているものⅡ 十三種類

・鉛中毒予防規則の適用を受けているものⅡ 一種類
・有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているものⅡ 十一種類

（※二）年齢別・作業状態別に区分されます。
・満十六歳未満
断続作業の場合：十二kg／
継続作業の場合：八kg
・満十六歳以上満十八歳未満
断続作業の場合：二十五kg／
継続作業の場合：十五kg
・満十八歳以上
断続作業の場合：三〇kg／
継続作業の場合：二〇kg

（※三）作業場所の気中の有害物質の濃度の平均が、管理濃度を超える状態をいいます。

十一月の労務手続「提出先・納付先」



十一月の労務手続「提出先・納付先」

一〇日（十二日期限）

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している

場合）「労働基準監督署」

三〇日

○労働保険料の納付（延納第三期分）「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

編集後記

来年度より「労働契約法」「労働者派遣法」「高齢者雇用安定法」が、順次施行されます。今回の改正では、有期契約あるいは定年退職を迎える方の安定・継続した雇用の改善を目的としています。目的に則した運用となるように、労使それぞれがチェックしていかなければなりません。（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com